

[事案 17-11] がん特約給付金請求

- ・平成 17 年 8 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 10 月 20 日 和解成立

< 事案の概要 >

がん特約の不担保条項（責任開始時の属する日から起算して 90 日以内に悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、給付金は支払わない）にもとづく給付金の不支払いには納得できないとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

下記のとおり、がん特約を無効とする理由は見あたらないことから、がん特約にもとづく給付金を支払って欲しい。

- (1) 保険会社が悪性甲状腺腫瘍（乳頭癌）の罹患日と判定している平成 16 年 4 月 13 日に A 病院で受診はしているが、A 病院医師は甲状腺腫瘍を認めたものの悪性新生物とは認めておらず、同日を罹患日とする理由が見あたらない。
- (2) 確定診断を受けたのは、B 病院で悪性甲状腺腫瘍（乳頭癌）と診断された同年 6 月 8 日であり、すでに待機期間（責任開始時から 90 日間）を超えている。
また同特約の不担保条項の「90 日以内」規定は、罹患と診断確定の両方にかかる
と解釈するのが妥当であり、診断確定された 6 月 8 日は責任開始時から 90 日を超えており、特約を無効とすることはできない。
- (3) 保険会社は「罹患」の時期（判断基準）について「ご契約のしおり」に記載していると言うが、しおりの「罹患時期」に関する内容は「約款」のどの部分にも記載されていない。生命保険契約は「約款」にもとづく契約であり、「しおり」をもって特約を無効とすることはできない。

< 保険会社側の主張 >

以下の理由により、特約条項（責任開始時の属する日から起算して 90 日以内に悪性新生物に罹患したときは、給付金は支払わない）を適用し、がん特約給付金を支払うことはできないとともに、同特約を無効とする。

- (1) 申立人が悪性新生物である乳頭癌と診断された時期は平成 16 年 6 月 8 日であるが、同年 4 月 13 日に A 病院で受診した時期には、既に申立人は咽喉頭部の異常を自訴し、4 月 22 日エコー検査にて右甲状腺腫瘍が認められており、この時点で乳頭癌の初期段階にあり乳頭癌に罹患していたと判断される。
- (2) 罹患の時期については、「ご契約のしおり」において「検査や健康診断での客観的データで異常があったとき、被保険者が身体の異常についての自覚があるときあるいは自覚しうる状況であるときなど、臨床医学的な観点から判断する」と規定している。「しおり」は約款条項を分かりやすく説明したもので、約款にない説明がしおりにあることは必ずしも不自然ではない。
- (3) 不担保条項の「90 日以内」との規定は、裁判所の判断でも認められているよ

うに、「罹患し」にかかるものであり、「診断確定」にかかるものではない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、反論書等の書面、保険会社のがん特約の待機期間に関する約款条項等に関する事情聴取およびがん特約の不担保条項に関する裁判例にもとづいて審理を行った。その結果、保険会社の主張にも肯定できる点はあるものの、必ずしも保険会社の90日条項に関する趣旨の主張が十分とは認められないと考えられることや、同条項の記載は申立人の誤解を生むことも止むを得ない点があると考えられることなどから、保険会社と協議し、和解の斡旋を行った結果、保険会社から和解案（保険会社が和解金を支払い申立人はがん特約を解約する等）の提示がなされた。

同和解案を申立人に提示したところ合意が得られたことから、和解契約書の調印をもって円満に解決した。